

2019年5月15日

株主各位

東京都港区赤坂五丁目3番1号
株式会社アジアゲートホールディングス
代表取締役社長 金井 壮

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、2019年7月上旬開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2019年5月31日（金）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主と定めましたので公告いたします。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

以上